

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 6 年 5 月 2 4 日

奄美市農業委員会

第 5 回定例総会議事録

署名委員 濱手 薫

署名委員 泉 義昭

奄美市農業委員会第5回定例総会議事録

1. 招集日時 令和6年5月24日(金) 午前9時30分～

2. 招集場所 奄美市役所 5階大会議室

3. 出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱手 薫	9	岸田 国広
2	泉 義昭	10	土浜 良二
3	日高 千夏	11	栄 和正
4	榮 清安	12	山田 正修
5	朝 郁夫	13	田中 幹雄
6	西 盛満	14	柿園 三十昭
7	里 義文	15	大瀬 昭信
8	野崎 清志	16	中棚 昭三十

4. 欠席委員 0名

5. 議事に参与した者

事務局長兼住用分室長	池 秀 平	事務局次長	勝 裕 美
笠利支所主幹兼分室長	中村 幸信	笠利支所主幹	竹山 和幸
住用会計任用職員	朝井 光徳		

6. 報告事項

- ・令和6年度農業委員会会長・局長会議の報告（鹿児島市出張）

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

- 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第30号 非農地の認定について
- 議案第31号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
- 議案第32号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の
合意解約について
- 議案第33号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の
決定について

議長

(岸田 会長)

ただいまの出席委員は１６人で総会は成立いたしました。
これから、令和６年第５回定例総会を開会いたします。
それでは、議事日程に入ります。

《 日程第１ 》

会議録署名委員の指名を行います。
本総会の会議録署名委員には、１番 濱手 委員と２番 泉 委員 の
お二人を指名いたします。

《 日程第２ 》

会期の決定を議題といたします。
本日の総会は日程通知のとおり、 議案第２９号から議案第３３号まで
の５件を予定しております。

お諮りいたします。
会期は本日１日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は本日１日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としてお
ります。
これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入りたいと思います。

議題に入る前に今月の議題に関しては調査書により委員、事務局の退出
があるため議事進行に支障がないよう、ご協力くださいますようお願い
いたします。

《 日程第 3 》

議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による許可申請、No. 13～No. 15 について議題といたします。

説明審議の前にNo. 13については 中棚 委員 の案件がありますので退出の程、お願いいたします。

また、No. 15については 栄 和 正 委員 の案件があるため後ほど調査報告、質疑と審議を行いたいと思います

それでは事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

No. 13 について事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(池 局長)

議案第 29 号の 3 条許可申請について

1 ページをお開き下さい。

今月の農地法第 3 条の許可申請は 3 件で遺贈が 1 件、贈与が 2 件の申請でございます。

2 ページをお開き下さい。

NO. 13 は、譲渡人が所有する奄美市名笠利町大字外金久の 12 筆の農地の申請です。農地区分は第 1 種農地、第 2 種農地の申請であります。

3 ページに記載されているバナナと野菜につきましては第 2 種農地。

サトウキビについては第 1 種農地です。

譲渡人の 12 筆の農地の合計面積は 2,788 m²で遺贈による所有権移転の申請となります。

また、農地取得後は、バナナ、サトウキビと野菜を栽培する予定であり、営農計画書、15 ページに権利者同意書も提出されております。

また、16 ページ、17 ページに遺言書の写しの提出と裁判所からの審判確定証明書も添付しております。

議長	(岸田 会長) それではNo.13について担当調査委員による譲受人、譲渡人、土地について調査報告お願いいたします。
笠利 事務局	(竹山 主幹) 譲受人についての説明 農地法第3条の規定によるNo.13について、調査報告を致します。 5月21日、火曜日午前10時頃、譲受人の夫と泉委員、丸田推進員の4人で、現地でお話しを聞くことが出来ました。 土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いのないものでした。 皆様のご審議の程よろしくお願い致します。
笠利 事務局	(竹山 主幹) 譲渡人についての説明 農地法第3条の規定によるNo.13について調査報告を致します。 5月20日月曜日、10時55分頃、譲渡人の弁護士と電話にてお話しを聞くことが出来ました。 土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いのないものでした。 本来は公証人役場を通しての遺言書を作成する予定でしたが亡くなった土地の所有者の体調が急に悪化したため入院中の病院で弁護士自身が立ち合い、急遽遺言書を作成したとのことであります。 弁護士は亡くなった土地の所有者は相続人がいないため、この申請が通らないと土地の所有権の変更が出来ず結果、国に返還するしかないとの事でありました。 皆様のご審議の程よろしくお願い致します。
笠利 事務局	(竹山 主幹) 土地についての説明 農地法第3条の規定によるNo.13について調査報告を致します。 5月21日、火曜日、午前10時頃、譲受人の夫と泉委員、丸田推進員の4人で現地を確認しました。 申請書のとおり申請地の5筆892㎡は第三者に貸して現在耕作されており残り5筆1,834㎡は現在耕作されていませんがバナナを植える予定であり、残り1筆62㎡の畑は野菜を植える予定との事でした。 周辺農地への悪影響はなく問題ないと思います。 農地法第3条第2項第1号、第2項第4号、第2項第6号については別紙のとおりであります。 皆様のご審議の程よろしくお願い致します。

議長	(岸田 会長) それではNo.13の、質疑に入ります。 質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 全員賛成であります。 中棚 委員 の入室を許可いたします。 続いてNo.14について事務局からの説明後、担当調査委員による譲受人、譲渡人、土地について調査報告お願いいたします。
事務局	(池 局長) 続きましてNo.14です 19ページをお開き下さい。 No.14は、譲渡人が所有する奄美市名瀬大字西仲勝の1筆の農地の申請です。農地区分は第1種農地であります。 譲渡人の1筆の農地の面積は990㎡で贈与による申請となります。 また、農地取得後は、野菜を栽培する予定であり、31ページに営農計画書も提出されております。
12番	(山田 委員) 譲受人についての説明 議案第29号農地法第3条の規定によるNo.14についての調査報告を致します。 5月17日午後4時30分頃に真名津町の自宅前にて聞き取りをしました。契約内容が贈与になっていますので譲渡人との関係をお尋ね致しました。 譲渡人の弟さんが経営している車販売会社で譲受人が働いていて20年くらい前から弟さんの紹介で農地を荒らすよりは使ってもらった方が、いいと言うことで借りて農業をしていたようです。譲渡人も、これから先も龍郷町から当該土地へ通って農業することもないし、そのまま贈与しましょうと言う事になって、今回の申請になったようです。 土地の所在等は奄美市名瀬大字西仲勝字森ノ前の土地、990㎡で地目は現況は畑の記載通りです。

また、２３ページの周辺地域との関係で取得後もこれまで通り野菜の栽培をしますのと、記入があったりしていますが、いわゆるこの総会でよく話しに出てくる、やみ小作です。しかし本人はこれまで農業に関係していなかった人たちは農地を借りて自家用で小さく野菜を作ったりする方たちは、農業委員会に届けなければならないという事を知らないことの方が多いのではないのでしょうかと全く悪気はありません。

農業は奥さんと二人で続けていくようです。

農地法第3条第2項第1号、第2項第4号、第2項第6号については別紙のとおりであります。

事務局

農地法第3条に係る調査報告を致します。

譲受人は元々譲渡人の弟の会社に勤めており、退職金代わりに土地を譲渡するとのことでした。

委員の皆様のご審議の程よろしくお願い致します。

3 番

(目高 委員) 土地についての説明

5月21日午後2時50分頃、現地を調査しました。

現地はすでに全面耕作しており、手入れも行き届いておりました。

数種類の野菜や、バナナ、柑橘類も植えてありました。

入口付近に農機具小屋もあり継続した使用するのに何ら問題ありません。

農地法第3条第2項第1号、第2項第4号、第2項第6号については別紙のとおりであります。

皆様のご審議の程よろしくお願い致します。

事務局	(岸田 会長) それではNo.14の、質疑に入ります。 質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 全員賛成であります。 それではNo.15の件については栄 和 正 委員 の案件があるため退出を求めます。 事務局の説明と担当調査委員による調査報告お願いいたします。
事務局	(池 局長) 32ページをお開き下さい。 N0.15は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字万屋の2筆の農地の申請です。農地区分は第1種農地であります。 譲渡人の1筆の農地の面積は1,659㎡で贈与による申請となります。 また、農地取得後は、サトウキビを栽培する予定であります。
16番	(中棚 委員) 譲受人についての説明 農地法第3条の規定による許可申請についてNo.15の譲受人の調査報告を致します。 5月21日、午前9時に現地にて譲受人と竹山主幹、私で書類の確認と畑の確認をしました。 畑の地番地目面積を確認したところ間違いありませんとのことでした。 移転しようとする契約の内容は贈与であります。 畑はサトウキビが植えられています。 皆さんの、ご審議の程よろしくお願い致します。
笠利 事務局	(竹山 主幹) 譲渡人についての説明 農地法第3条の規定によるNo.15について調査報告を致します。 5月21日、火曜日午後3時頃、譲渡人と電話にてお話しを聞くことが

笠利 事務局 議長	できました。 土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いのないと ことでした。 皆様のご審議の程よろしくお願い致します。 (竹山 主幹) 土地についての説明 農地法第3条の規定によるNo.15について調査報告を致します。 5月21日火曜日、午前9時頃、譲受人と中棚委員と3人で現地を確認 しました。 この土地は現在サトウキビが耕作されており、周辺農地への悪影響はな く問題ないと思います。 農地法第3条第2項第1号、第2項第4号、第2項第6号については別 紙のとおりであります。 皆様のご審議の程よろしくお願い致します。 (岸田 会長) それではNo.15の質疑に入ります。 質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 全員賛成であります。 よって、議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請、No.13～No.15 について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。 栄 委員 の入室を許可といたします。
---	---

《 日程第 4 》

議案第 3 0 号 非農地の認定についてNo. 1 3 ～No. 1 4 を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(池 局長)

議案第 3 0 号 非農地証明願いについて

4 3 ページをお開き下さい。

今回の申請は 2 件で内訳は名瀬地区が 1 件、笠利地区が 1 件の申請です。

4 4 ページをお開き下さい。

No. 1 3 につきましては奄美市名瀬朝仁町の 3 筆で 3 6 9 m²の申請であります。

分かりづらいですが 4 6 ページの案内図から朝仁町内にあり県道名瀬瀬戸内線沿いの申請地となります。 4 9 ページの写真を参照してください。また、 4 8 ページには始末書も添付しております。

続いてNo. 1 4 です。

5 0 ページをお開き下さい。

No. 1 4 につきましては奄美市笠利町大字外金久の 1 筆で 4 0 3 m²の申請であります。

5 2 ページの案内図と現況写真から、ほとんどが山林化している申請農地であります。

以上 2 件でございます。

議長	(岸田 会長) 本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。 それぞれNo.13から順次担当調査委員から報告をお願いします。
6 番	(西 委員) 願出人と土地についての説明 非農地認定No.13について調査報告致します。 5月18日願出人が介護されているため娘さんが鹿児島にいると言うことで電話にてお話しを聞くことができました。 現在、申請地は〇〇自動車さんに貸していると言うことで始末書を添付し申請書とおりに間違いのないということです。 土地について5月21日午前10時頃、朝仁町の申請地に行きました。 49ページの写真を見ますと県道名瀬瀬戸内線沿いの土地で整備工場になっていました。 願出人から借りている人に会ったので聞いてみると農地とは知らずに宅地だと思っていましたと言うことでした。
16 番	(中棚 委員) 願出人と土地についての説明 非農地認定について No.14の願出人の調査報告を致します。 5月21日、午前9時45分に現地の畑で願出人と笠利支所の竹山主幹と推進員の丸田さん、私で確認いたしました。 現況は53ページから55ページに公図と写真がありますので確認されてください。県道バイパス工事で道路側の畑が県道の用地買収された残地であります。隣は急傾斜地の原野で畑としては使われていないので畑としては使われていません。 非農地として確認できます。 皆様のご審議の程よろしくお願い致します。 以上です。
議長	(岸田 会長) これから本案に対するNo.13～No.14の質疑に入ります。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第30号 非農地の認定についてNo.13～No.14については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

《 日程第5 》

議案第31号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の決定についてを議題といたします。

この議案に関しましては住用支所の朝井さんの案件がありますので退出程、お願いいたします。

それでは、事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

（池 局長）

事務局

議案第31号農用地利用集積計画の決定について

議案第31号についてご説明いたします。

59ページ60ページの総括表をお開き下さい。

総括表から名瀬地区の1件1筆で514㎡、賃貸者するもので内容と致しましてはパパイヤを栽培する予定です。

また、住用地区につきましては2件5筆で1,612㎡、使用貸借するもので、内容と致しましてはバナナ、パパイヤを栽培する予定です。

以上、議案31号の説明でございます。

内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします

（岸田 会長）

議長

これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第３１号について承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

朝井さんの入室を許可といたします。

《 日程第 6 》

議案第３２号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の合意解約の決定について、議案第３３号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の賃貸借契約の決定について議題といたします。

それでは、事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

（池 局長）

事務局

議案３２号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）合意解約

議案３３号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）賃貸借契約の決定について

最初に議案３２号奄美市農用地利用集積計画、農地中間管理事業による合意解約について６４ページ、６５ページの総括表をお開き下さい。

解約内容につきましては名瀬地区の１件３１６㎡でございます。

解約理由といたしましては地番違いのための解約となりました。

再度、地番違いの同所有者の畑を再設定で借りることとしております。

続いて議案３３号奄美市農用地利用集積計画、農地中間管理事業による賃貸借契約について７０ページの名瀬地区、７１～７２ページの笠利地区の管理表をお開き下さい。

利用権の契約内容といたしましては名瀬地区が５件で面積は１２，０９２㎡でございます。

議長

また、笠利地区につきましては１６件で面積は３８，０５３㎡でございます。

その他、作物名などにつきましてはお目通しください。

以上であります。

(岸田 会長)

これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第３２号、３３号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

以上で、本日に用意した議事日程は全て審議を終了いたしました。

以上で、本日用意した案件は全て審議を終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

閉 会

令和６年５月２４日

奄美市農業委員会
会長 岸田 国広

署名委員 濱手 薫
署名委員 泉 義昭
作成者 池 秀 平